

# 川崎市立学校体育館空調設備整備等事業

## 実施方針

令和8年5月

川崎市



## 目 次

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定及び公表に関する事項	4
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
(1)	募集及び選定の方法	4
(2)	募集及び選定スケジュール	5
(3)	募集及び選定手続き等	5
(4)	入札参加者の資格等	7
(5)	審査及び落札者決定に関する事項	11
3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
(1)	本事業における責任分担の基本的考え方	12
(2)	本市による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）	12
4	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
(1)	施設の概要	13
(2)	その他、主要な事業条件の概要	14
5	事業契約の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
(1)	選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合	14
(2)	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	14
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
(1)	法制上及び税制上の措置	15
(2)	財政上及び金融上の支援	15
(3)	その他の事項	15
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	15
(1)	議会の議決	15
(2)	提案に伴う費用負担	15
(3)	情報公開及び情報提供	15
別紙 1	リスク分担表	16
別紙 2	本事業の対象校一覧	21
別紙 3	資料の貸与について	24

## はじめに

川崎市は、川崎市立学校体育館空調設備整備等事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的、効果的に推進するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを検討している。

PFI 法に基づく特定事業（以下「特定事業」という。）の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うにあたり、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により実施方針を定め、PFI 法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 2 8 日

川崎市長 福田 紀彦

## 用語の定義

用語	定義
本事業	川崎市立学校体育館空調設備整備等事業をいう。
本市	川崎市をいう。
空調設備等	本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備、自動制御設備、換気設備及びその他の一切の設備をいう。
対象校	本事業の対象となる市立学校をいう。
付属室	要求水準書（案）別紙 1 に示す部屋をいう。
対象室	本事業の対象となる体育館のアリーナ、武道場及び付属室をいう。
選定事業者	本市と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいう。
入札参加者	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループをいう。
特別目的会社（以下「SPC」という。）	本事業を行うために、落札者が設立する事業会社をいう。
構成員	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を SPC から直接受託し又は請け負い、SPC に出資を行う法人をいう。
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を SPC から直接受託する又は請け負うが、SPC には出資を行わない法人をいう。
代表企業	構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる 1 法人をいう。
選定部会	「川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会」が設置する、学識経験者等で構成する「川崎市立学校体育館空調部会」をいう。
入札参加資格確認基準日	入札参加表明書提出日をいう。
実施方針等	実施方針及び要求水準書（案）をいう。
入札説明書等	公募の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、その他必要な書類をいう。

## 1 特定事業の選定に関する事項

### (1) 事業内容に関する事項

#### ア 事業名称

川崎市立学校体育館空調設備整備等事業

#### イ 公共施設等の管理者等の名称

川崎市長 福田 紀彦

#### ウ 事業目的

川崎市立学校の体育館の環境改善については、学校施設長期保全計画に基づき、順次、再生整備工事を進めている中で、断熱化などを実施しているが、昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や、災害の発生状況を踏まえると、体育館への空調設備の早期整備が必要となっている。

本事業は、PFI 手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力を最大限活用し、川崎市立学校の体育館等における空調設備等の早期の整備及び効果的・効率的な維持管理を行うことで、総事業費の縮減を図りつつ、学校の教育環境の改善及び避難所としての機能の強化を行うことを目的とするものである。

#### エ 対象となる事業の概要

本市は、市内の市立小学校 81 校、市立中学校 33 校の体育館アリーナ 110 室、武道場 22 室及び付属室 6 室（詳細は、要求水準書（案）別紙 1 を参照）について、空調設備等の一斉整備を行う本事業を実施する。また事業期間を通して空調設備等の維持管理を行う。

#### オ 事業方式

本事業は、選定事業者が、PFI 法に基づき、自らの資金で空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、本市に空調設備等の所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行う BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式により実施する。

#### カ 事業期間

##### (ア) 設計・施工期間

事業契約締結日～令和 12 年 3 月

※概ね要求水準書（案）別紙 2 「対象校毎の施工可能期間」にて対象校毎に本市が示す施工年度及び施工可能期間に従って、施工を行うものとする。また、本市が示す各学校の施工可能期間に加えて、それ以外の期間においては学校と調整の上、学校運営に支障のない範囲において、実施可能とする。ただし、本市が示す各学校の施工可能期間は、他工事等の状況により、変更される場合があることに留意し、その際は、本市と協議の上、他の施工期間に調整すること。詳細は、入札説明書等にお

いて提示する。

#### (イ) 維持管理期間

令和9年度施工分：令和9年度中～令和23年度	約15年間
令和10年度施工分：令和10年度中～令和23年度	約14年間
令和11年度施工分：令和11年度中～令和23年度	約13年間

### キ 事業範囲

選定事業者が実施する業務の範囲は、次のとおりである。

#### (ア) 空調設備等の設計業務

- a 空調設備等の設計のための事前調査業務
- b 空調設備等の設計のための対象校の一般図(配置図、平面図)作成業務
- c 空調設備等の施工に係る設計業務(各対象校の設計図書の作成等)
- d その他付随する業務(業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請並びに検査等。なお、調整業務には、対象校や他工事との調整を含み、暫定版の工程表・仮設図等を作成、提出の上行うものとする。)

#### (イ) 空調設備等の施工業務

- a 空調設備等の施工のための事前調査業務
- b 空調設備等の新規設置に係る施工業務(施工業務には、当該空調設備等の導入に伴う一切の工事(エネルギー関連の設備・配管の整備、植栽その他既存施設の移設・復元等)を含む。)
- c その他、付随する業務(調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、対象校や他工事との調整を含む。)

#### (ウ) 空調設備等の工事監理業務

- a 空調設備等の施工に係る工事監理業務
- b その他、付随する業務(調整・報告・申請・検査等)

#### (エ) 空調設備等の所有権移転業務

- a 空調設備等の施工完了後の本市への所有権の移転業務

#### (オ) 空調設備等の維持管理業務

- a 空調設備等の維持管理のための事前調査業務

- b 事業期間にわたる空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務（空調設備等を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等。）
- c 空調設備等の緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
- d 空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
- e 空調設備等の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
- f 空調設備等の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に係る点検業務等）
- g その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成及び提出、調整・維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、本市が行うモニタリングへの協力等）

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとする。空調設備等の運転に必要となるエネルギー費用については、本市が負担する。

#### （カ）空調設備等の移設等業務

- a 対象校の統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備等の移設、増設、設備の保管、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の、空調設備等に係る移設等業務（一度機器を外した後他の場所で保管し、再設置する業務も含む。）

なお、上記の空調設備等の移設等業務にかかる費用については、本市の負担とする。

### ク 選定事業者の収入

本市は選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」）及び空調設備等の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」）を支払う。

#### （ア）設計・施工等のサービス対価

空調設備等の設計・施工等のサービス対価については、令和 9 年度施工分、令和 10 年度施工分、令和 11 年度施工分を、各施工年度における空調設備等の所有権移転後に当該会計年度の終了日までに支払う。なお、一部に国庫交付金の充当を予定している。サービス対価の支払方法の詳細については、入札公告時に提示する。

また、整備の対象となる空調設備等は、事業期間中に変更となる可能性がある。変更に伴うサービス対価の見直し方法については、入札公告時に提示する。

#### （イ）維持管理のサービス対価

令和 9 年度施工分、令和 10 年度施工分、令和 11 年度施工分の空調設備等の維持管理の

サービス対価は、各施工年度の当該会計年度の終了日までに当該年度分を支払い、各施工年度の翌年度以降は事業期間の終了まで年2回ずつ支払うことを想定している。

なお、維持管理の対象となる空調設備等は、事業期間中に変更となる可能性がある。変更に伴うサービス対価の見直し方法については、入札公告時に提示する。

## ケ 本事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業を行うにあたり必要とされる関係法令、関係条例及び関連施行令・規則等を遵守すること。

なお、遵守すべき法規制及び適用・参考にする基準等については、要求水準書（案）を参照のこと。

## (2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

### ア 選定基準

本事業を従来型事業として実施した場合と PFI 事業として実施した場合とを比べ、本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担額の縮減を期待できる場合、又は本市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、PFI 法第 7 条に基づき本事業を特定事業として選定する。

### イ 選定方法

(ア)本市の財政負担見込み額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

(イ)本市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### ウ 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、本市のホームページへの掲載により速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 募集及び選定の方法

本事業は、設計・施工段階から維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効率的・効果的サービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要があることから、落札者の決定にあたっては、設計・施工能力、維持管理能力、事業計画能力及び本市の支払うサービス対価の額等を総合的に評価して決定する予定である

（「総合評価一般競争入札」（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2)）。なお、本事業は WTO 政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

## (2) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

日程（予定）	内容
令和 8 年 5 月 28 日	実施方針及び要求水準書（案）の公表 実施方針等に関する質問及び意見の受付開始 資料貸与の申込開始
6 月 10 日	実施方針等に関する質問及び意見の受付締切
7 月上旬	実施方針等に関する質問への回答の公表
8 月上旬	特定事業の選定
8 月上旬	入札公告（入札説明書等の公表）
8 月上旬	入札説明書等説明会の実施
8 月下旬	入札説明書等に関する質問の受付締切
9 月上旬	入札説明書等に関する質問及び回答の公表
9 月中旬	入札参加表明書（入札資格確認申請書を含む。）の受付締切 現地見学会参加の申し込み開始
9 月下旬	資格確認通知書の発送
9 月下旬～10 月下旬	現地見学会
10 月下旬	個別対話の実施
11 月下旬	入札
12 月～令和 9 年 2 月	選定部会での審査
2 月中旬	落札者の決定
3 月上旬	基本協定の締結
3 月下旬	仮契約の締結
6 月下旬	契約に関する議会の議決

## (3) 募集及び選定手続き等

### ア 資料貸与の受付

本市は、本事業に係る資料を本事業に応募しようとする事業者のうち希望者に貸与する。貸与手続の方法や日程等の詳細については、「別紙 3 資料の貸与について」に従って手続等を行い、貸与を受けること。

### イ 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に記載の内容に関して、質問・意見を下記により受け付ける。

(ア) 受付期間 令和 8 年 5 月 28 日（木）～6 月 10 日（水）

(イ) 提出方法 質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式 1 「実施方針等に関する質問書」及び様式 2 「実施方針等に関する意見書」に記入の上、E-mail で提出すること。  
(文書形式は Microsoft-Excel とする。)

(ウ) 提出先 川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 川崎市役所南庁舎 4 階

E-mail : 88seibi@city.kawasaki.jp

(エ)回答方法 令和8年7月上旬に本市のホームページで公表する。

なお、質問・意見の内容を考慮して、実施方針等の内容を変更することがある。

## ウ 特定事業の選定・公表

実施方針等に対する意見等を踏まえ、PFI 事業として実施することが適当であると認められる場合、本事業を特定事業として選定し、令和8年8月上旬に公表する。

## エ 入札公告

令和8年8月上旬に入札公告を行う。入札公告では、入札説明書及び付属資料（要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集等）を公表する。

## オ 入札説明書等に対する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に対する質問の受付、質問及び回答の公表を行う。入札公告から令和8年8月下旬までに質問を受け付け、令和8年9月上旬を目途に回答する。

## カ 現地見学会の実施

本事業の対象校に対する現地見学会を実施する。現地見学会の時期は、令和8年9月下旬から10月下旬を予定している。現地見学会は9月中旬までに事前に申し込みを受け付けて、日程等を調整の上で実施するものとするが、具体的な申し込み時期・方法や現地見学会開催時の留意点等の詳細は、入札公告時に提示する。

## キ 入札参加表明書（入札参加資格確認申請書含む。）の受付、入札参加資格確認通知の発送

入札参加希望者は、入札参加表明書（入札参加資格確認申請書含む。）を入札説明書に定める日（令和8年9月中旬を予定。）までに提出すること。入札参加資格審査の結果については、入札説明書に定める日（令和8年9月下旬を予定）までに入札参加希望者に通知する。

## ク 個別対話の実施

入札参加資格確認により入札参加資格を得た入札参加資格保有者を対象として、本事業の条件等に関する理解をより深め、事業提案書等の作成に向けた検討の一助とすることを目的に個別対話を実施する。申込方法、実施方法等の詳細については、入札公告時に提示する。

## ケ 入札

入札参加資格保有者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した事業提案書を令和8年11月下旬までに提出するものとする。詳細については、入札公告時に提示する。

## コ 落札者の決定

提出された事業提案書について総合的な評価を行い、落札者を決定し、令和9年2月中旬に公表する。

## サ 基本協定の締結、仮締結の締結

本市は、落札者と令和9年3月上旬に基本協定を締結し、令和9年3月下旬までに落札者が設立するSPCと仮契約を締結する。

### (4) 入札参加者の資格等

#### ア 入札参加者が備えるべき資格

##### (ア) 入札参加者の構成等

- a 本事業の入札参加者には、空調設備等の設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、施工業務を行う者、維持管理業務を行う者を含むこと。なお、同一の者が複数の業務を行うことを妨げない。ただし、同一の対象校において施工業務を行う者と工事監理業務を行う者が同一となることは認めない。
- b 入札参加者のうち、SPCに出資し、SPCから直接業務を受託し又は請け負う者を構成員とし、SPCに出資せず、SPCから直接業務を受託し又は請け負う者を協力企業として位置付けること。
- c 入札参加者は、参加表明書提出時に代表企業を定め、必ず代表企業が手続きを行うこと。

##### (イ) 入札参加者の参加資格要件(共通)

入札参加者を構成する構成員及び協力企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- b 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を

- 代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- c 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。ただし、指名停止期間が1か月以内のものである場合は、この限りではない。
  - d 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
  - e 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
  - f 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続の申立てを含む。）
  - g 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
  - h 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）
  - i 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - j 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者。
  - k 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
  - l 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
    - (a) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
    - (b) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
    - (c) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
    - (d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - (e) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(a)から(d)までのいずれかに該当する者
  - m 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響

力がある法人でないこと。

- n 子会社又は親会社が e から m に該当すること。
- o 本市が本事業について、アドバイザー業務を委託している三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社東畑建築事務所及び弁護士法人御堂筋法律事務所並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者が参加していないこと。
- p 選定委員会の委員又は委員が属する大学又は団体と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。
- q 入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加していないこと。  
※「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行株式総数の 100 分の 50 を越える株式を有し、又は企業の出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）を兼ねているものをいう。
- R PFI 法第 9 条に示す欠格事由に該当しない者。

#### (ウ) 入札参加者の参加資格要件(業務別)

設計、施工、工事監理、及び維持管理の各業務を行う構成員及び協力企業は、上記（イ）の要件のほか、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、有資格業者名簿の登録についてはいずれも参加資格確認日までに行うものとし、詳細は財政局契約課に問い合わせること。

- a 「空調設備等の設計業務」を行う者の要件
  - (a) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を持つ者を有していること。
  - (b) 本市の令和 7・8 年度の業務委託有資格業者名簿において建築設計または設備設計に登録されていること。
  - (c) 少なくとも 1 企業は、平成 29 年度以降に設置完了済みの、壁等で区画されていない 1 室 400 m<sup>2</sup>以上の空間全体に対する空調設備の新設又は改修工事若しくは小学校又は中学校の空調設備（室内機 10 台以上を対象とする。）に対する空調設備の新設又は改修工事に係る設計の元請としての実績を有していること。
  - (d) 少なくとも 1 企業は常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく一級建築士又は二級建築士の資格を持つ者を有していること。
- b 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の移設等業務」を行う者の要件

- (a) 少なくとも1企業は、建設業法第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - (b) 少なくとも1企業は、建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が900点以上であること。
  - (c) 本市の令和7・8年度の工事請負有資格業者名簿において、空調衛生に登録されていること。
  - (d) 少なくとも1企業は、平成29年度以降に設置完了済みの、壁等で区画されていない1室400㎡以上の空間全体に対する空調設備の新設又は改修工事若しくは小学校又は中学校の空調設備（室内機10台以上を対象とする。）に対する空調設備の新設又は改修工事に係る施工の元請としての施工実績を有していること。
- c 「空調設備等の工事監理業務」を行う者の要件
- (a) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を持つ者を有していること。
  - (b) 本市の令和7・8年度の業務委託有資格業者名簿において建築設計または設備設計に登録されていること。
  - (c) 平成29年度以降に設置完了済みの、壁等で区画されていない1室400㎡以上の空間全体に対する空調設備の新設又は改修工事若しくは小学校又は中学校の空調設備（室内機10台以上を対象とする。）に対する空調設備の新設又は改修工事に係る、設計又は工事監理の実績を有していること。
- d 「空調設備等の維持管理業務」を行う者の要件
- (a) 維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
  - (b) 本市の令和7・8年度の業務委託有資格業者名簿において、当該業務に登録されていること。
  - (c) 平成29年度以降に連続して5年以上の期間、室内機10台以上の空調設備の維持管理業務の実績を有していること。

## イ 参加資格の確認

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、資格確認通知を受けた入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが、入札日までの期間に、「(4) -ア- (イ)」において定める資格要件を欠くような事態が生じた場合には、入札に参加することができない。

## ウ 構成員等の変更

入札参加者の構成員及び協力企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、本市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

## エ 特別目的会社の設立に関する要件

(ア)落札者は、仮契約締結までに本事業を実施するSPCを川崎市内に設立すること。SPCは会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社とする。

(イ)SPCへの出資は入札参加者の構成員によって行なうこと。

(ウ)代表企業は、SPCへの出資者のうち最大の出資を行なうこと。

(エ)すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

## (5) 審査及び落札者決定に関する事項

### ア 事業提案の審査

審査は、選定部会にて行うものとする。事業提案書については、公平性、透明性、客観性を確保した上で、入札公告時に公表する落札者決定基準に従って、審査を行う。

なお、入札参加希望者が、最優秀提案者決定までに選定部会の各委員に対し、審査に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

#### 【選定部会 委員】

(敬称略)

	種別	所属/役職	氏名
1	学識経験者	芝浦工業大学建築学部長 教授	秋元 孝之
2	弁護士	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士	伊藤 麻里
3	学識経験者	前 玉川大学教職大学院 教授	伊藤 美紀
4	公認会計士	志村公認会計士事務所 公認会計士	志村 恵美子
5	学識経験者	千葉大学大学院工学研究院創生工学専攻建築学コース 教授	林 立也
6	学識経験者	嘉悦大学経営経済学部 教授	真鍋 雅史

### イ 落札者の決定

入札参加者からの事業提案書を選定部会が審査し、その結果に基づいて本市が最も優れていると認めた入札参加者を落札者として決定する。

本市は落札者と協議を行い、落札者と基本協定を締結し、さらに基本協定を踏まえて落札者が設立するSPCと事業契約（仮契約）を締結する。

仮契約は、市議会の議決を経たときに本契約となる。なお、落札者が落札者決定時から事業契約締結までに、「(4) -ア- (イ)」に定める資格要件に違反した場合は失格となる。

## ウ 審査結果の公表

審査結果は、落札者決定後に、速やかに公表するものとする。

## エ 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、本市は本事業の公表時及びその他本市が必要と判断した場合には、入札参加者の同意により無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

## オ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

## 3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### (1) 本事業における責任分担の基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、本市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものとする。

この考え方に基づいて、本市及び選定事業者間における設計・施工段階、維持管理段階等におけるリスク分担の考え方を、別紙1「リスク分担表」に記載する。なお、別紙1で示したリスク分担は現段階での案であり、実施方針等への質問及び回答や本市内部での検討を踏まえて調整を行った後、入札公告の際に入札説明書とあわせて公表する事業契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化するものとする。

### (2) 本市による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)

#### ア モニタリングの概要

本市は、選定事業者が、事業契約において定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準書及び事業提案書に基づいて事業契約において定められたサービス水準が達成されているかどうかについて、モニタリングを実施するものとする。本市は、定期

又は随時に事業契約書に定める方法及び手段によりモニタリングを行うものとする。選定事業者は、本市の求めに適切に応じることとする。モニタリングに係る費用は、原則として本市が負担することとするが、モニタリングに必要な書類の整備やモニタリングへの立会い等に必要な費用は、選定事業者の負担とする。

## イ モニタリングの対象

本市は、選定事業者が実施する空調設備等の設計、施工、工事監理、所有権移転、維持管理の業務が、事業契約において定められたサービス水準を達成しているかどうかについて確認を行う。なお、空調設備等の性能に係る確認は、原則として選定事業者が実施し、本市がその結果を確認するものとするが、必要な場合には、本市が自ら実施する場合もある。なお、本事業において、事業契約において定められたサービス水準を満たすことは、選定事業者の責務であり、本市が行ったモニタリングの結果によって免責されることはないことに留意すること。

## ウ モニタリングの実施時期

モニタリングは、原則として、設計時、施工時、工事完成時、維持管理時、事業終了時の各段階において行う。事業期間中及び事業終了時のサービス水準は、入札説明書等、事業提案書等にもとづいて、事業契約において定めるものとする。

## エ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等において提示する。また、事業契約において定める。

## オ 選定事業者に対する支払額の減額等

本市がモニタリングを行った結果、選定事業者が提供するサービスの水準が、要求水準書及び事業提案書に基づいて事業契約において定められたサービス水準が維持されていないと本市が判断する場合は、改善勧告、支払額の減額、契約解除等の措置を講ずることとする。なお、減額等の具体的な手続きについては、入札説明書等において提示する。

## 4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 施設の概要

#### ア 対象となる施設

要求水準書（案）別紙 1 に示す川崎市立小学校 81 校、中学校 33 校の体育館アリーナ 110

室、武道場 22 室及び付属室 6 室（予定）を本事業の対象とする。

## イ 学校施設の立地条件等

対象校ごとの対象となる施設の立地条件等については、入札説明書等において提示する。

## (2) その他、主要な事業条件の概要

### ア 空調設備のエネルギーの種別

空調設備等の運転に必要なエネルギーの種別については、市において設定した対象校ごとのエネルギー種別を使用することとする。

### イ 市立学校施設等の利用等に関する事項

原則として、空調設備等の設置に必要な敷地及び既存の学校施設・設備については、設計・施工期間中、本市が選定事業者が無償で使用させる。ただし、校舎の屋上の使用は、施設管理上の問題から、原則として認めないこととする。

また、室外機、熱源、屋外キュービクル、各種配管等の設置に際し、障害物がある場合は、本市の指示に従い、選定事業者の負担において移設させ、又は機能復旧させることを原則とする。（例示：校内の樹木の移植、校内排水溝の付け替え、室内蛍光灯の移設等）室外機等の配置場所については、原則として学校教育活動等に支障を来たさない場所とする。（例えば、普通教室や体育館等の窓を隠すような場所には配置しないものとする。）

## 5 事業契約の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約について疑義が生じた場合は、本市と選定事業者は誠意を持って協議をするものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約において定める具体的措置によることとする。また、事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置を講じる。

### (1) 選定事業者が契約不履行の懸念が生じた場合

本市は、事業契約の規定に従い、選定事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。その他の対応方法については、事業契約で定める。

### (2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

## 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### (1) 法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### (2) 財政上及び金融上の支援

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

### (3) その他の事項

本市が支払う設計・施工等の対価の一部には、国庫交付金を充当することを予定しているため、選定事業者は、本市の申請手続きを支援するものとする。

## 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和8年第1回川崎市議会定例会に提出している。なお、本事業の事業契約に関する議案を令和9年6月頃に開催する川崎市議会定例会に提出する予定である。

### (2) 提案に伴う費用負担

入札参加者の提案に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

### (3) 情報公開及び情報提供

本市は、本事業に関する情報提供を本市ホームページを通じて適宜行う。

[問い合わせ先]

川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所南庁舎4階  
電話：044-200-1902  
E-mail：88seibi@city.kawasaki.jp  
本実施方針は本市のホームページに掲載している。  
<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000187473.html>

## 別紙1 リスク分担表

### (1) 共通事項

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
入札説明書等リスク		1	入札説明書等の各種公表書類（参考図書を除く。）の誤りや本市の理由による変更に関する事。	○	—
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る直接関係する根拠法令の変更や新たな規制に係る法令の制定に関する事。	※2	※2
		3	上記以外の法令の変更や新規の法令の制定に関する事。	—	○
		4	消費税および地方消費税に関する変更に関する事。	○	—
	税制変更 リスク	5	本事業に直接影響を及ぼす税制度の新設及び変更に関する事。	○	—
		6	上記以外の税制度の変更等に関する事。（例：法人税等）	—	○
		7	事業管理者として本市が取得するべき許認可の遅延に関する事。	○	—
	許認可等 リスク	8	業務の実施に関して選定事業者が取得するべき許認可の遅延に関する事。	—	○
		9	本市の政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業内容の変更に関する事。	○ ※3	—
	社会リスク	住民対応 リスク	10	空調設備等の設置および事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望等への対応に関する事。	○
11			選定事業者が行う調査、施工、維持管理に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望等への対応に関する事。	—	○
環境リスク		12	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出等）に関する対応に関する事。	—	○
第三者賠償 リスク		13	選定事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故等により第三者に与えた損害の賠償に関する事。	—	○
		14	本市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償に関する事。	○	—
不可抗力リスク		15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等の自然災害、戦争、暴動、感染症	※4	※4

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
			等その他の自然的又は人為的な事象による、本事業の事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等に関する事。		
経済リスク	資金調達リスク	16	事業に必要な資金の確保に関する事。	—	○
	物価変動リスク	17	設計・施工段階の物価変動（空調設備等の整備費に関するもの）に関する事。	※5	※5
		18	維持管理段階の物価変動（空調設備等の維持管理費に関するもの）に関する事。	※5	※5

(2) 設計・施工段階

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
測量・調査リスク		19	選定事業者が実施した測量、調査等の不備に関する事。	—	○
		20	当初想定ができず、選定事業者が実施した測量、調査により発見された、既存校舎・体育館等の構造等の重大な欠陥に関する事。	○	—
資料提供リスク		21	本市が提供した図面等の資料の範囲で、把握することができなかった情報に関する事。	—	○
計画リスク	設計リスク	22	選定事業者が実施した設計の不備に関する事。	—	○
	計画変更リスク	23	本市の要望による設計条件の変更等に関する事。	○	—
工事リスク	工事費増加リスク	24	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加に関する事。	—	○
		25	本市の責めに帰すべき事由による工事費の増加に関する事。	○	—
		26	事業契約締結後に行われた技術基準の変更等に伴い、選定事業者の提案機器等の変更が必要となることに起因した工事費の増加に関する事。	※6	※6
	工事遅延リスク	27	選定事業者の責めに帰すべき事由による、事業契約で定められた整備期限の遅延に関する事。	—	○
		28	本市の責めに帰すべき事由による、事業契約で定められた整備期限の遅延に関する事。	○	—
	施設損傷リスク	29	工事による施設の損傷に関する事。	—	○

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			本市	事業者
工事監理リスク	30	工事監理の不備により発生した工事内容、工期等の不具合に関する事。	—	○
設備性能リスク (空調環境提供開始前)	31	工事完了後、本市の確認で発見された空調設備等の事業契約書に定める性能への未達に関する事。	—	○
技術進歩リスク	32	計画・施工段階における技術進歩に伴う、空調設備等の内容の変更に関する事。	○	—

### (3) 維持管理段階

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			本市	事業者	
維持管理 リスク	要求水準未達 リスク	33	選定事業者の行う維持管理業務の事業契約書に定めるサービス水準への未達に関する事。	—	○
	設備性能 リスク (空調環境提 供開始後)	34	本市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下等、本市の責めに帰すべき事由による性能の低下に関する事。	○	—
		35	空調設備等の通常劣化等による性能の低下に関する事。	—	○
	設備契約 不適合リスク	36	事業期間中に、本事業の工事による空調設備等の契約不適合が発見された場合に関する事。	—	○
	維持管理費 増加リスク	37	本市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加に関する事。	○	—
		38	本市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く。）に関する事。	—	○
	設備損傷 リスク	39	空調設備等の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する設備の損傷に関する事。	—	○
		40	本市の責めに帰すべき事由による空調設備等の損傷に関する事。	○ ※7	—
		41	選定事業者の責めに帰すべき事由による空調設備等の損傷に関する事。	—	○
	施設損傷 リスク	42	本市の責めに帰すべき事由による施設の損傷に関する事。	○ ※7	—
43		選定事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷に関する事。	—	○	
エネルギーコスト変動リスク	44	空調設備等の使用時間、使用方法	○	—	

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			本市	事業者
		が変動することによるエネルギーコストの増加に関すること。		
	45	空調設備等の性能未達によるエネルギーコストの増加等に関すること。	—	○ ※8
	46	空調設備等の維持管理業務の不備によるエネルギーコストの増加等に関すること。	—	○

(凡例 ○：主たるリスクの負担者)

- ※1 リスク分担は現段階での案であり、実施方針への質問及び回答や本市内部での検討を踏まえて調整を行った後、入札公告の際に入札説明書とあわせて公表する事業契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化するものであることに留意すること。
- ※2 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令等の改正等については、基本的に本市が負担するが、選定事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※3 本市の政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は本市が負担する。ただし、当該事由により、整備及び維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、本市が選定事業者を支払う設計・施工等及び維持管理のサービス対価を改定することを条件とする。
- ※4 不可抗力事由により、選定事業者は、機器の修繕・再調達、工期の変更、その他による追加費用等の損害が発生した場合には、一定の金額は選定事業者の負担、それを超えるものについては本市が負担する。
- ※5 事業契約書で定める一定の範囲を超えて、整備費及び維持管理費に関する物価変動があった場合には、事業契約書に定める方法に基づいてサービス対価の変更を行う。詳細は事業契約書に示すが、指標については、No17は、「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「標準指数：No16 学校 School RC」の「空調」、No18は、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」-建物サービス（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）を想定している。
- ※6 事業契約書締結後に適用された技術基準の変更等に伴い、選定事業者が提案時に想定していた機器等の使用が不可能となり変更が必要となる場合、それにより事業者が発生する追加的な工事費は基本的に本市が負担するが、選定事業者においても、その影響額を可能な限り抑制するための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※7 「本市の責めに帰すべき事由」には、本市の職員、児童生徒、教職員、児童生徒の保護者、本市が訪問を許可した業者（選定事業者及び関連業者を除く。）等、学校の通常利用者によるものも含む。
- ※8 事業期間中に、空調設備等の性能が、選定事業者の責めに帰すべき事由により、本市が要求水準で規定した性能を下回ったことに起因して本市が負担したエネルギーコストについては、本市は合理的な範囲で選定事業者当該費用の負担を求めることができるものとし、選

定事業者はこれを負担しなければならないものとする。

別紙2 本事業の対象校一覧

No	学校名	所在地	体育館	武道場	付属室
1	殿町小学校	川崎市川崎区殿町1-17-19	○	—	—
2	東門前小学校	川崎市川崎区東門前3-4-6	○	—	—
3	大師小学校	川崎市川崎区東門前2-6-1	○	—	—
4	川中島小学校	川崎市川崎区川中島2-4-19	○	—	—
5	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3-2-1	○	—	—
6	さくら小学校	川崎市川崎区桜本1-9-15	○	—	—
7	大島小学校	川崎市川崎区浜町1-5-1	○	—	—
8	渡田小学校	川崎市川崎区田島町14-1	○	—	—
9	東小田小学校	川崎市川崎区小田5-11-20	○	—	—
10	小田小学校	川崎市川崎区小田4-12-24	○	—	—
11	向小学校	川崎市川崎区大島4-17-1	○	—	—
12	宮前小学校	川崎市川崎区宮前町8-13	○	—	—
13	京町小学校	川崎市川崎区京町1-1-4	○	—	—
14	南河原小学校	川崎市幸区都町18	○	—	—
15	御幸小学校	川崎市幸区遠藤町1	○	—	—
16	戸手小学校	川崎市幸区戸手本町1-165	○	—	—
17	古川小学校	川崎市幸区古川町70	○	—	—
18	東小倉小学校	川崎市幸区東小倉1-1	○	—	—
19	古市場小学校	川崎市幸区古市場1-1	○	—	—
20	夢見ヶ崎小学校	川崎市幸区南加瀬2-13-1	○	—	—
21	下河原小学校	川崎市中原区上平間585	○	—	—
22	平間小学校	川崎市中原区上平間1480	○	—	—
23	玉川小学校	川崎市中原区北谷町32	○	—	—
24	木月小学校	川崎市中原区木月4-53-1	○	—	—
25	井田小学校	川崎市中原区井田中ノ町29-1	○	—	—
26	今井小学校	川崎市中原区今井西町3-18	○	—	—
27	中原小学校	川崎市中原区小杉御殿町1-950	○	—	—
28	宮内小学校	川崎市中原区宮内2-4-1	○	—	—
29	大戸小学校	川崎市中原区下小田中1-4-1	○	—	—
30	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中3-35-1	○	—	—
31	大谷戸小学校	川崎市中原区上小田中1-27-1	○	—	—
32	橘小学校	川崎市高津区千年1024	○	—	—
33	末長小学校	川崎市高津区末長3-8-1	○	—	—
34	新作小学校	川崎市高津区新作1-9-1	○	—	—
35	東高津小学校	川崎市高津区北見方2-5-1	○	—	—
36	久本小学校	川崎市高津区久本3-11-3	○	—	—
37	梶ヶ谷小学校	川崎市高津区梶ヶ谷4-12	○	—	—
38	西梶ヶ谷小学校	川崎市高津区梶ヶ谷2-14-1	○	—	—
39	久末小学校	川崎市高津区久末647	○	—	—
40	上作延小学校	川崎市高津区上作延559	○	—	—
41	南原小学校	川崎市高津区上作延796	○	—	—
42	久地小学校	川崎市高津区久地4-2-1	○	—	—
43	野川小学校	川崎市宮前区西野川2 - 19 - 1	○	—	—
44	西野川小学校	川崎市宮前区野川台3-10-1	○	—	—
45	南野川小学校	川崎市宮前区南野川2-12-1	○	—	—

No	学校名	所在地	体育館	武道場	付属室
46	宮崎小学校	川崎市宮前区馬絹1-30-9	○	—	—
47	有馬小学校	川崎市宮前区東有馬5-12-1	○	—	—
48	西有馬小学校	川崎市宮前区有馬7-6-1	○	—	—
49	宮前平小学校	川崎市宮前区宮前平3-14-1	○	—	—
50	宮崎台小学校	川崎市宮前区宮崎3-18-2	○	—	—
51	平小学校	川崎市宮前区平6-5-1	○	—	○
52	白幡台小学校	川崎市宮前区南平台13-1	○	—	—
53	菅生小学校	川崎市宮前区菅生1-5-1	○	—	—
54	稗原小学校	川崎市宮前区水沢3-7-1	○	—	—
55	犬蔵小学校	川崎市宮前区犬蔵1-3-1	○	—	—
56	土橋小学校	川崎市宮前区土橋3-1-11	○	—	—
57	稲田小学校	川崎市多摩区宿河原3-18-1	○	—	—
58	長尾小学校	川崎市多摩区長尾7-28-1	○	—	—
59	宿河原小学校	川崎市多摩区宿河原2-1-1	○	—	—
60	登戸小学校	川崎市多摩区登戸1329	○	—	—
61	下布田小学校	川崎市多摩区布田23-1	○	—	—
62	東菅小学校	川崎市多摩区菅馬場2-19-1	○	—	—
63	南菅小学校	川崎市多摩区菅馬場3-25-1	○	—	—
64	西菅小学校	川崎市多摩区菅北浦4-2-1	○	—	—
65	菅小学校	川崎市多摩区菅2-6-1	○	—	—
66	東生田小学校	川崎市多摩区枡形4-9-1	○	—	—
67	三田小学校	川崎市多摩区三田3-6-4	○	—	—
68	生田小学校	川崎市多摩区生田7-22-1	○	—	—
69	南生田小学校	川崎市多摩区南生田3-1-1	○	—	—
70	長沢小学校	川崎市麻生区東百合丘2-24-7	○	—	—
71	千代ヶ丘小学校	川崎市麻生区千代ヶ丘8-9-1	○	—	—
72	金程小学校	川崎市麻生区金程2-10-1	○	—	○
73	百合丘小学校	川崎市麻生区百合丘2-1-2	○	—	—
74	南百合丘小学校	川崎市麻生区王禅寺西1-26-1	○	—	—
75	麻生小学校	川崎市麻生区上麻生3-24-1	○	—	—
76	東柿生小学校	川崎市麻生区王禅寺東6-3-1	○	—	—
77	王禅寺中央小学校	川崎市麻生区王禅寺東4-14-1	○	—	—
78	真福寺小学校	川崎市麻生区白山5-3-1	○	—	○
79	虹ヶ丘小学校	川崎市麻生区虹ヶ丘1-21-2	○	—	—
80	柿生小学校	川崎市麻生区片平3-3-1	○	—	—
81	片平小学校	川崎市麻生区片平5-28-1	○	—	—
82	大師中学校	川崎市川崎区大師河原2-1-1	○	—	—
83	南大師中学校	川崎市川崎区四谷上町24-1	○	—	—
84	田島中学校	川崎市川崎区小田2-21-7	○	○	—
85	京町中学校	川崎市川崎区京町3-19-11	○	○	—
86	渡田中学校	川崎市川崎区渡田向町11-1	○	○	—
87	富士見中学校	川崎市川崎区富士見2-1-2	○	—	—
88	川崎中学校	川崎市川崎区下並木50	○	—	—
89	南河原中学校	川崎市幸区中幸町4-31	—	○	—
90	御幸中学校	川崎市幸区戸手4-2-1	—	○	—
91	塚越中学校	川崎市幸区塚越1-60	○	○	—
92	日吉中学校	川崎市幸区北加瀬2-3-1	○	○	—
93	南加瀬中学校	川崎市幸区南加瀬3-10-1	○	○	—

No	学校名	所在地	体育館	武道場	付属室
94	平間中学校	川崎市中原区上平間1368	—	○	○
95	玉川中学校	川崎市中原区中丸子562	○	—	—
96	住吉中学校	川崎市中原区木月住吉町27-1	○	—	—
97	井田中学校	川崎市中原区井田杉山町11-1	○	○	—
98	中原中学校	川崎市中原区小杉陣屋町1-24-1	○	○	—
99	宮内中学校	川崎市中原区宮内4-13-1	○	○	—
100	西中原中学校	川崎市中原区下小田中2-17-1	○	○	—
101	橘中学校	川崎市高津区千年1300	○	—	—
102	高津中学校	川崎市高津区久本3-11-2	○	○	○
103	東高津中学校	川崎市高津区末長4-1-1	○	—	—
104	有馬中学校	川崎市宮前区有馬7-7-1	○	○	—
105	宮前平中学校	川崎市宮前区宮前平2-7	○	○	—
106	稲田中学校	川崎市多摩区宿河原4-1-1	○	○	—
107	南菅中学校	川崎市多摩区菅馬場4-1-1	○	—	—
108	生田中学校	川崎市多摩区三田2-5420-2	—	○	—
109	南生田中学校	川崎市多摩区南生田3-4-1	○	—	○
110	西生田中学校	川崎市麻生区高石3-25-1	○	—	—
111	金程中学校	川崎市麻生区金程3-16-1	○	○	—
112	麻生中学校	川崎市麻生区上麻生4-39-1	○	○	—
113	王禅寺中央中学校	川崎市麻生区王禅寺東4-14-2	○	○	—
114	白鳥中学校	川崎市麻生区白鳥1-5-1	○	○	—

## 別紙3 資料の貸与について

### 1 貸与する資料について

本市は、以下の資料を本事業に応募しようとする事業者のうち希望者に貸与する。

本市が貸与する資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

なお、資料のうち対象校参考図は、本事業の対象室の状況が参照できる資料として貸与するものであり、参考図の内容と実際の対象校の状況との整合について、本市は保証する者ではないことに留意すること。

#### ■貸与する資料

令和7年度公立学校施設台帳

### 2 申込方法

#### (1) 申込期間

令和8年5月28日（木）～令和8年6月10日（水）

#### (2) 申込方法

資料の貸与を希望する者は、資料貸与申込兼誓約書（様式3）を本市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、メールタイトルは「【体育館空調PFI】資料の貸与申込（会社名）」とすること。

#### (3) 申込み先

申込みは、8（3）に示す「問い合わせ先」に行うこと。

### 3 貸与及び返却

#### (1) 貸出方法

資料を記録したDVD-Rを貸与する。申込を行った者は、8（3）に示す「問い合わせ先」の窓口を訪問し、受領すること。

なお、訪問にあたっては事前に本市と訪問予定時刻について連絡・調整を行うこと。

#### (2) 返却日

貸与された資料は、令和8年8月31日（月）17:00までに返却すること。